

ご意見に対する回答

2022/9/1 北海道電力ネットワーク株式会社

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
1	電源 I'	要綱	第 6 章 入札書 様式 1	入札様式1において非価格要素が記載されていますが誤記でしょうか？	誤記のため修正いたします。
2	電源 I'	要綱	第 6 章 入札書 様式	様式 1 以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。
3	電源 I'	要綱	その他全般	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等</p> <p>【理由】 関係者全ての業務効率化のため</p>	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。
4	電源 I'	説明資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて P7	<p>(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。</p> <p>【提案】単独BG化を優先的に試みるものの、小売事業者から協力を得られないことが確実に想定される。小売事業者から協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴社と事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p>	<p>電源 I'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。</p> <p>(参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」P5</p>
5	電源 I'	説明資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて	<p>(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。</p> <p>【提案】2.記載の弊社が現在電源 I'において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワット案件と同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させる等で入札辞退が困難となる可能性がある為。</p>	<p>端境期の覚書に基づく、端境期の電源 I' 供出可否等もふまえて、BG組成完了のタイミングは契約締結時に協議させていただきます。</p> <p>なお、入札時点において、既存発調契約者との間で詳細条件までの調整完了（書面の締結等）を求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくとも容量確保（切り出し）の基本的な合意がなされていることは必要です。</p>
6	電源 I'	要綱	第 1 章 2	<p>(原案)、主に 10 年に 1 回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、当社からオンライン指令（ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）で受給バランス調整が可能な調整力（以下「電源 I' 厳気象対応調整力」といいます。）を入札より募集いたします。</p> <p>【修正案】以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他</p> <p>【理由】実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。</p>	<p>募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等（以下、省略）」との記載がありますが、これはあくまでも一つの要因としての記載であり、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。</p> <p>なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源 I' 発動について）を作成し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。</p>
7	電源 I'	要綱	第 5 章 1 (6) 八 (ロ)	<p>(原案) また、供出電力 (kW) の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。</p> <p>(修正案) 供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけないか？</p>	<p>応札先が当社の実施する公募のみであれば、供出電力(kW)が明確に区分できる場合に複数入札を可能としていますが、明確な区分が可能で当該区分方法にもとづいて応札を行なっていることについて他の一般送配電事業者が実施する公募への応札内容までを含めて確認することは難しいため、エリアを跨いで複数入札を希望されるような場合は、少なくとも応札に先立ってご相談をいただいております。</p>

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
8	電源 I'	要綱	第 5 章 3 (2) ニ	<p>(原案) また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。</p> <p>【提案】電源 I' の長時間発動など、落札後に協議を行うことが確実である場合、電源 I' 契約協議時に合わせて覚書締結の協議を進めていただきたい。電源 I' の長時間発動について、過去、電源 I' の契約締結後にご相談を頂いており、需要家との契約協議も終わった段階で再度需要家と実施可否を協議し契約変更を行ってきたが、需要家への説明や契約の再締結に都度時間を要してしまい、まとめて実施できると協議もスムーズに対応できるため。</p>	<p>第74回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源 I' の長時間発動に関して、電源 I' の仕組みが残る2023年度までについては、電源 I' の契約交渉において、長時間発動についての可能な範囲での協力依頼を継続することとしてはどうか。と提言されておりますので、今後、条件が変わらないのであれば、契約協議時に合わせて協議させていただきます。</p>
9	電源 I'	要綱	第 8 章 1 (4) ロ	<p>(原案) また、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。なお、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。</p> <p>【提案】昨今の過去に類を見ない燃料費高騰を鑑み、一定の条件下において期中の単価見直しを可としていただきたい。</p>	<p>ご提案の内容を認めた場合、当初の落札案件選定結果にも影響を与えるため、公平性・透明性確保の観点から原案どおりいたします。</p>
10	電源 I'	要綱	第 8 章 1 (4) ホ	<p>(原案) ホ、当社からの上げ指令にも関わらず、30 分ごとの計量の結果が下げ応動（発電出力減）となっていた場合には、当該コマの属地 TSO のインバランス単価を用い、（下げ調整電力量×インバランス単価）で算出される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行います。</p> <p>【提案】不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。</p>	<p>調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調整電力量として扱います。 よって、インバランス算定ではなく、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行います。</p>
11	電源 I'	要綱	第 8 章 1 (1 0) イ	<p>(原案) 契約電力未達時割戻料金 = 30 分単位のコマ数 (1 コマ) × 未達度合い合計 ÷ (発動回数 × 1 × 3 時間 × 2 コマ) × 基本料金 × 1.5</p> <p>【提案】容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？</p>	<p>確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。</p>
12	電源 I'	要綱	第 9 章 3 . (2)	<p>(原案) 部分買取となっている発電場所を電源 I' 厳気象対応調整力契約電力として供出する場合、発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源 BG として単独 BG 化する必要があります（調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます）。</p> <p>【提案】単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p>	<p>電源 I' において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取り扱いについて」P5</p>

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
13	電源Ⅰ'	要綱	提出様式3 c.一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供	【確認】厳気象期間における類型1-1を認める、という理解で正しいか。仮にその理解で正しい場合、類型1-2も同様に認められる、との理解でよい？ 不可の場合、理由も明記頂きたい。	提供期間において、実効性テスト、または当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ' 厳気象対応調整力提供の目的以外に活用できないものとしていることから、類型1-①、類型1-②いずれにおいても、提供期間中に電源Ⅰ' と同一の供給力を用いて市場供出することはできません。（※） 一方、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただく場合は、電源Ⅰ' 参加地点において類型1-①、類型1-②へ供出することは可能です。 なお、その場合は電力量の仕訳が必要となります。当該地点の需要抑制計画値を用いて仕訳する等、具体的な仕訳方法は協議によって決定します。 ※運用要件を満たすことに影響を与えないことが確認できた範囲であれば、平日時間以外に他の目的で活用いただくことも考えられるため、必要に応じて協議させていただきます。
14	電源Ⅰ'	説明資料	(別紙) 電源Ⅰ' 契約電源等による需給調整市場への入札について	「需給市場システムでは、同一リソースに対して年間を通じて1系列の単価で管理することになります・・・需給調整市場も含めどちらにも需給調整市場システムに登録した単価（ただし、電源Ⅰ' の上限単価内）が適用されます」とあるが、電源Ⅱとして契約した電源を用いて電源Ⅰ' の契約を締結する場合、需給調整市場システムでは、電源Ⅰ' の上限電力量単価が電源Ⅱの登録単価にも適用されないよう整理いただきたい。	需給調整市場システムでは、同一リソースに対して年間を通じて1系列の単価で管理することになります。そのため電源Ⅰ' と電源Ⅱの区別をすることはできません。 なお、電源Ⅰ' 提供期間外（端境期）に電源Ⅰ' 以外で調整力を供出いただく場合（電源Ⅱ・需給調整市場）は、電源Ⅰ' の上限単価以上での単価設定を可能とさせていただきます。ただし、端境期に電源Ⅰ' として協力に応じていただく際は、上限単価を超えての単価設定は不可とします。 システム設定等詳細は協議させていただきますので、希望される場合は当社までご連絡ください。
15	電源Ⅰ'	要綱	第2章1(5)	電源Ⅱ 契約電源は、電源Ⅰ' 提供期間以外も電源Ⅱとして属地TSOが使用可能であるため、「端境期における調整力の提供に関する覚書」の締結は不要としていただきたい。（覚書を締結しても端境期に常時提供できる担保とはならず通常の電源Ⅱと変わらないため）	電源Ⅱ 契約のある電源Ⅰ' については、実務上問題がないと思われるため、覚書締結不要といたします。
16	電源Ⅰ'	要綱	第2章1(6)	(原案) また、契約設備等がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。 (意見) 電源Ⅰ' は需給ひっ迫時であり、DRの活用推進の観点から、需要家が一般送配電事業者の最終保障供給を受けている場合、当該需要家が電源Ⅰ' でDRを活用可能であることが望ましいと考えますが、どうでしょうか？	記載いただいた通り、募集要綱においては、「契約設備等がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。」と規程しております。 また、最終保障供給は、小売電気事業者の都合などによって契約切替を余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が見つかるまでの間、一時的に一般送配電事業者が電気を供給するサービスです。最終保障供給の制度については、現在制度設計専門会合等で見直しが行われています。以上より、当該契約を締結している需要家に対しては、新しい小売電気事業者と可能な限り早めに需給契約を締結するようPRをお願いいたします。
17	電源Ⅰ'	要綱	第6章 様式1の11	非価格要素評価（確認）「非価格要素評価」について、評価方法はどのような内容でしょうか？	誤記のため修正いたします。
18	電源Ⅰ'	要綱	第8章1(10)	(原案) 契約設備の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で、当社からの発動指令にもかかわらず、…（略）…達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、各月毎に当社に支払っていただきます。…（略）…なお、「(9) 計画外停止等」に係る契約者からの申し出があった場合において、当社の実務上の都合等により、当該申し出の内容から発動指令時点で供出不可と見込まれる量を予め控除して指令を行なったときは、契約電力未達時割戻料金の算定上、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約電力全量について指令がなされたものとみなします。 (確認) 契約者都合（契約設備の設備トラブルや計画外の補修等）以外の「当社の責、当社の実務上の都合」とは、どのようなケースが該当するのでしょうか？ 例えば、御社と需要家で事前（N年度）に協議した停止計画があり、当該停止時（N+1年度）に起因する契約電力未達が発生したケースは、契約電力未達時割戻料金の対象でしょうか？	契約電力未達時割戻料金の対象となります。 なお、応札いただく電源につきましては、提供期間・提供時間を通じて安定的に調整力を確保できるリソースとしていただきます。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
19	電源 I'	要綱	第 8 章 1 (10)	<p>(原案) ※ 1 運用要件に定める最低発動回数 12 回といたします。 (確認) 12回を、最大発動回数から最低発動回数に変更した理由は何でしょうか？ 第7章3にて「想定発動回数(7回)」との記載(第62回制度設計専門会合の資料6-1で整理された値を採用)があり、また、同資料6-1では「広域予備率をもとに電源 I'を発動する場合には、年間最大12回発動することが想定」との記載があります。</p>	昨年度と同様、最低発動回数は12回としております。
20	電源 I'	要綱	第 8 章 1 (10)	<p>(原案) ※ 2 調整電力量\geq電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の場合は電源 I' 厳気象対応調整力契約電力を上限といたします。ただし、事前に電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の一部でも供出可能(代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。)の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合いを算定いたします。 \cdot未達度合い = (一部供出電力 - 調整電力量\times3) \cdots (略)</p> <p>(確認) 上記に関連する記載が契約書(案)第14条(契約電力未達時割戻料金)の中にないと認識しておりますが、要綱に記載の内容が正しいのでしょうか？もしくは契約書に記載がないように、一部供出は認められないのでしょうか？</p>	契約書の内容が正しいものとなります。要綱の該当箇所を修正します。
21	電源 I'	要綱	第 8 章 (12) イ (ロ) d	<p>(原案) 当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約の履行に支障をきたさないこと</p> <p>(意見) 契約期間中に小売電気事業者が変更となるケースがあると思われることから、「当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約(小売電気事業者の変更等が生じた場合は一定期間内での同契約)がなされていて、本要綱\cdots (略)」への見直しが望ましいと考えますが、どうでしょうか？</p>	<p>本条項は、契約締結時点に限ったものではなく、当社との電源 I' 契約期間中にわたり満たしていただく要件です。 小売電気事業者の変更が生じた場合を例外としておりませんので、原案通りとさせていただきます。</p>
22	電源 I'	要綱	第 8 章 1 (14)	<p>(原案) 電源 I' 厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。</p> <p>(確認) 上記は、「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札」を想定したものでいうことでしょうか？</p>	類型 1 - ①および 1 - ②などを想定しています。
23	電源 I'	要綱	第 9 章 1 (1)	<p>(原案) 約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(資源エネルギー庁)における標準ベースラインや発電等計画値等※1を踏まえ、電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めた上で、約款における損失率を考慮して算出します。</p> <p>(意見) 本募集から「電源 I' 契約電源等による需給調整市場への入札」が可能となり、「調整力ベースラインの設定\cdots標準ベースライン\cdots」について、High 4 of 5 の算定除外日に「需給調整市場での DR 発動日」を含めるということでしょうか？また、同算定除外日については、社会通念上の休日となっている「GW、お盆、年末年始」を含めるべきと考えますが、どうでしょうか？</p>	ベースラインの算定対象日含め、ベースライン算定方法については契約協議時に協議させていただきます。

番号	電源区分	分類	該当箇所	意見	回答
24	電源Ⅰ'	契約書	第7条(2)	<p>(原案) 第8条で協議によりあらかじめ定める点検等の期間(以下、「作業停止期間」という。)を除き乙の指令に従った運転が可能であること。</p> <p>(確認) 上記を踏まえ、契約電力未達時割戻料金の対象外とは、どのようなケースが該当するのでしょうか?例えば、御社と需要家で事前(N年度)に協議した停止計画があり、同計画どおりに停止(N+1年度)する場合、当該需要家について「当該停止期間は運用要件の対象外、当該停止期間に起因する契約電力未達が発生したケースは、契約電力未達時割戻料金の対象」でしょうか?</p>	<p>契約電力未達時割戻料金の対象となります。</p> <p>なお、応札いただく電源につきましては、提供期間・提供時間を通じて安定的に調整力を確保できるリソースとしていただきます。</p>
25	電源Ⅰ'	契約書	第15条	<p>(原案) 容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約設備等の一部が活用されている場合、当該活用されている発電設備および負荷設備については、調整電力量の算定対象から除外するものとする。</p> <p>(意見) 容量市場は「実需給時での調整電力量は相対取引もしくは市場取引する」制度設計になっていることから、容量市場の実効性テストの調整電力量は算定対象とすべきと考えますが、どうでしょうか?</p>	<p>実行性テストについては、容量市場の対象であり、電源Ⅰ'の調整力精算対象とはしておりません。</p>
26	電源Ⅰ'	覚書	第5条(2)	<p>(原案) 調整電力量を算定する30分コマごとに、Ⅰ'契約第2条による契約設備等の調整力ベースラインを合計したのから需給調整市場にて約定した需要家リスト・パターンの合計基準値を差し引いた値とする。ただし、対象コマにおいて需給調整市場にて落札されなかった場合は、Ⅰ'契約第16条により算出された調整電力量とする。</p> <p>(確認) Ⅰ'の供出力と需給調整市場の供出力を同時に重畳して供出した場合に、各々の供出量を明確に区分するため、「Ⅰ'契約第2条による契約設備等の調整力ベースラインを合計したもの」をA、「需給調整市場にて約定した需要家リスト・パターン」における基準値の合計をBとして、「A-B」をⅠ'の供出力とし、「B-需要実績」を需給調整市場の供出力とする理解で良いでしょうか?また、「…(略)…Ⅰ'契約第15条により算出された調整電力量」ということでしょうか?</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
27	電源Ⅱ	要綱	(1)第8章 1. (1)	<p>「なお、第5章3(2)にもとづき燃料制約等を超過した調整力の提供に応じていただく場合、機会費用を加味したV1単価を設定してください」とあり、第5章3(2)では「契約者が設定した燃料制約等を超過して調整力を提供することについて、協議させていただく…この場合の詳細条件については、事前に契約者と当社との間で協議により決定いたします。」とあるが、「事前」の時間軸について回答いただきたい。</p>	<p>実需給に近づき詳細条件を確認できるようになった断面といたします。</p>
28	電源Ⅱ'	要綱	(1)第6章 1. (1)イ.	<p>契約設備等の仕様(様式3-3)とあるが、提出様式にはない。</p>	<p>誤記のため修正いたします。</p>
29	BS	要綱	(1)10(1)イ. (ハ)	<p>契約設備等の仕様(様式3-3)とあるが、提出様式にはないため、誤記か。</p>	<p>誤記のため修正いたします。</p>
30	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)イ. 第5章 2. (1)イ.	<p>募集量について、基幹系電圧調整対策は最低出力、北本安定運転維持対策は各地域の合計出力としているが、応札価格は応札電源の最低出力に基づき計算式が組成されているため、あくまで最低出力で並列されていけば問題ないものと認識。このことから、対象発電機における最低出力～最大出力相当のkWは発電事業者が自由に(卸電力市場、需給調整市場、調整力公募への応札等に)使用することができるように整理するべきではないか。</p>	<p>最低出力～最大出力相当は電源Ⅰへの応札や各種市場へ使用可能と読める文言を追加いたします。</p> <p>(以下、追記する文言)</p> <p>要請運転は最低出力で行うため、最低出力分までを確保する物であり、各種市場や調整力公募(電圧調整機能公募に応札する発電機と同一の発電機を用いて、電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力および電源Ⅰ'厳気象対応調整力公募)へ入札することも可能とします。ただし、同一調整力公募への複数入札は認められません。</p> <p>(各機能にそれぞれ盛り込み)</p>
31	電圧調整	要綱	第5章 1. (1)ハ. 第5章 2. (1)ハ.	<p>「要請運転に対応できるよう燃料確保等の準備をしていただきます」と記載されているが、「募集量〇〇MW×要請期間日数」相当の燃料を確保することが求められているのか。料金算定式から鑑みるに、最低出力相当のkWhを必要としているものと考えられるため、TSOが必要としている燃料確保量を明記いただきたい。</p>	<p>記載のとおり最低出力で運転要請をする日数をご連絡します。</p>

